

## 由利本荘市矢島老人福祉センター「寿康苑」 指定管理者 募集要項

### 1 施設の概要、管理業務の内容及び管理させる期間

- (1) 施設名称  
由利本荘市矢島老人福祉センター「寿康苑」
- (2) 管理業務の内容及び管理させる期間  
その他別添仕様書のとおり

### 2 指定管理者の収入に関する事項

- (1) 指定管理料
  - ア 積算資料等
    - ・ 指定管理料の単年度の上限額は12,129,000円とし、添付書類(5)事業計画書及び収支計画書(様式第2号)に示す様式により、3年度分を提案すること。
    - ・ 指定管理料については、次の事項に留意すること。
  - ①年度毎の基準価格は消費税及び地方消費税を含んだ額となる。指定期間中に消費税等の税率の変更があった場合については、協定書に基づいて協議することとする。
  - ②指定管理料の増額は、災害等の特別な場合を除き、原則として行わない。

#### イ 指定管理料の支払い

市は、指定管理者の業務を実施するために必要な経費として、選定された指定管理者が提示した額を上限として、指定管理料を支払うものとする。

指定管理料の上限額、支払時期、支払い方法等については、市と指定管理者で締結する協定書で定め、各年度の指定管理料は、市と指定管理者との協議によって決定することとする。

#### ウ 指定管理料の精算

指定管理者が、業務を市が示した水準通りに確実に実施する中で、利用料金収入や事業収入の増加、経費の削減など指定管理者の経営努力により生み出された剰余金については、原則として精算による返還を求めない。

#### エ 指定管理業務以外への充当禁止

指定管理料は、指定管理業務に係る支出以外の経費に充当することはできない。

#### オ 管理口座・区分経理

指定管理者としての業務に係る経費及び収入は、指定管理業務専用口座で管理し、指定管理者としての業務に係る経理と、その他の業務に係る経理を区分して整理すると。

### 3 申請する団体に必要な資格等

- (1) 申請する団体に必要な資格
  - ア 県内に常設の事務所を有する、又は設置しようとしている法人その他の団体
- (2) 申請をすることができない団体
  - ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第2項のいずれかに該当

する団体で、その事実があった後2年を経過していない者（同項各号のいずれかに該当する者でその事実があった後2年を経過していない者を代理人、支配人その他使用人として使用する団体を含む。）

イ 申請の日において、現に市の指名停止処分中の団体

ウ 申請の日において、破産手続、再生手続又は更正手続が開始されている団体

エ 法人市民税、固定資産税、その他市税（以下「市税」という。）を滞納している団体及び市税を滞納している者が代表を務める団体

オ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団）又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制下にある団体等）

#### 4 申請の手続

##### (1) 申請書に添付する書類

ア 指定を受けようとする公の施設の管理運営業務に関する事業計画書、人員配置計画書及び収支計画書

イ 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類

ウ 当該法人の登記事項証明書（法人のみ）

エ 直近2カ年の事業年度に係る申請団体の事業概要を記載した書類

オ 直近2カ年の事業年度に係る申請団体の収支決算書又はこれに類する書類

カ 直近2カ年の事業年度に係る申請団体の財産目録又はこれに類する書類

キ 直近2カ年の事業年度に係る申請団体の貸借対照表又はこれに類する書類

ク 申請書提出日現在の申請団体の組織図

ケ 申請書提出日現在の申請団体及びその代表者の市税の完納証明書

コ 管理させる公の施設又は類似施設の管理に関する業務の実績を記載した書類

サ その他市が必要とし、提出を求める書類

##### (2) 提出場所

〒015-8501 由利本荘市尾崎17番地

由利本荘市 健康福祉部 長寿生きがい課 高齢者支援班（TEL 0184-24-6322）

##### (3) 提出期限

・公募参加申込書 令和7年9月12日（金）午後5時

（公募参加申込書を提出しない団体は、申請書の提出はできません。）

・申請書及び添付書類 令和7年9月19日（金）午後5時

（申請書及び添付資料は、市長が特に指示し、再提出又は追加提出をさせる場合を除き、期限後に変更又は追加提出はできません。）

##### (4) 提出部数

2部（正本1部と、正本を複写したもの1部、PDFデータ）

##### 【紙提出形式】

A4フラットファイル（留め具が金具でないもの）に綴り、表表紙並びに背表紙に「由利本荘市矢島老人福祉センター「寿康苑」指定管理者指定申請書（団体名）」と記入

等してください。また、アからサの書類毎に見出しを付けること（「事業計画」「定款」等）。

(5) 質問事項の受付

募集要項の内容等及び施設に関する質問事項を、令和7年8月4日（月）から令和7年8月8日（金）午後5時まで、質問書（別記様式3）により受け付ける。「10 質問、問い合わせ先」に持参するか、電子メール、郵送（郵送の場合は8月8日必着）等にて提出すること。

※電話、口頭などによる質問は、受け付けない。

提出された質問は、「7施設の現地説明会」にて書面で回答する。現地説明会でも質問を受け付けするが、その際は、後日の回答となる場合がある。

(6) 著作権の帰属

事業計画書等の著作権は、申請者に帰属する。ただし、市は、事業の公表等必要な場合は、無償で使用できるものとする。また、提出書類は、個人情報保護法その他の法令、条例又は規則等で定めるものを除き、公開される可能性がある。

なお、提出いただいた書類は、返却しない。

(7) 費用の負担

申請に要する費用は、申請者の負担とする。

## 5 選定の方法、基準及び時期

次に掲げる基準に照らし、最も適当と認める団体を指定管理者の候補者として選定する。なお、審査基準は次のとおり。（括弧内は配点）

(1) 市民の平等利用の確保 （適合しなければ失格）

ア 一部の市民に対する不当な利用制限はないか。

イ 一部の市民を不適當に優遇していないか。

(2) 市民に対するサービスの向上（15点）

ア 市民にとって利便性が高まっているか。

イ 初めての利用者に対して利用しやすい環境整備を行っているか。

ウ 利用料金等の設定金額はどうか。

(3) 公の施設の設置目的の効果的な達成（25点）

ア 施設の利用を促進させる情報提供や広報がとられているか。

イ 市民からの要望に対し、柔軟に対応できる計画となっているか。

ウ 管理運営業務の計画に創意工夫が図られているか。

エ 地域、関係機関、ボランティア等との連携が図られているか。

オ 地域活性化に資する事業計画となっているか。

(4) 公の施設の適正かつ効果的な管理運営（25点）

ア 管理に係る収支計画は適正か。

イ 管理経費の縮減に向けた取り組みがなされているか。また、経費の縮減が利用サービスの低下を招いていないか。

ウ 個人情報保護の体制とそのチェック機能は十分か。

エ 施設の質を維持又は向上させるものであるか。

- オ 利用者及び施設管理業務の従事者の安全管理が適切に計画されているか。
- (5) 適正かつ確実な施設運営を行う申請団体の能力（35点）
  - ア 経営状況や財務状況は問題ないか。
  - イ 法令等を遵守した経営が行われているか。
  - ウ 当該施設又は類似施設の管理及び運営の実績はどうか。
  - エ 苦情処理や災害等の緊急時に迅速かつ適正に対応できる体制であるか。
  - オ 人員配置計画は妥当か。
  - カ 施設の維持管理に必要な資格等を有する者の確保がなされているか。
  - キ 職員の資質向上に向けた取り組みを行っているか。
- (6) 選定結果の通知
  - 申請書及び添付書類の提出締め切り後、由利本荘市指定管理者選定委員会で審議した後、速やかに結果を申請団体に通知します。

## 6 指定管理業務の継続が困難になった場合における措置に関する事項

- (1) 指定管理者は、指定管理業務の継続が困難となった場合又はその恐れが生じた場合には、速やかに市に報告しなければならない。
- (2) 指定管理者の責に帰すべき事由により、適正な施設管理が困難となった場合又はその恐れがあると認められる場合は、市は、指定管理者に対し改善勧告を行い、期間を定めて改善策の提出及びその実施を求めることができる。  
この場合において、指定管理者が定められた期間内に改善することができなかつたとは、市は、指定管理者の指定を取り消すことができる。
- (3) 指定管理者が市の指示に従わないときや、指定管理者の財務状況が悪化するなど指定管理業務の継続が困難と認められる場合は、市は、指定管理者の指定を取り消すことができる。
- (4) 指定管理者は、(2) 又は (3) により指定管理者の指定を取り消され、指定管理業務に係る債務不履行により、市に対して損害が生じたときは、賠償の責めを負うこととなる。
- (5) 不可抗力その他市又は指定管理者の責めに帰すことができない事由により指定管理業務の継続が困難となった場合には、市と指定管理者は、指定管理業務の継続の可否について協議することとする。

## 7 施設の現地説明会

- (1) 日 時 令和7年8月20日（水）10時30分から
- (2) 場 所 由利本荘市矢島町七日町字羽坂173番地  
由利本荘市矢島老人福祉センター「寿康苑」
- (3) 参加人数 各団体2名以内とする。複数の団体で共同事業体を組む場合にあつては各構成団体につき2名以内とする。  
※移動等に要する費用は、参加者の負担とする。
- (4) 参加申込 参加希望の方は「由利本荘市矢島老人福祉センター「寿康苑」指定管理者募集に関する現地説明会参加申込書」（別記様式1）に必要事項

を記入の上、「10 質問、問い合わせ先」に持参するか、電子メール、郵送（8月8日（金）必着）にて提出すること。

(5) 申込期限 令和7年8月8日（金）午後5時

## 8 その他

- (1) 申請団体に対し、申請書及び添付書類の説明を求められることがある。
- (2) 指定管理者の候補者は、市議会の議決を経て、指定管理者として指定される。
- (3) 管理業務に係る経費は、指定管理者として指定された後に市と締結する協定した内容により支払うことになる。
- (4) 本要項または仕様書に記載のない事項については、「指定管理者制度導入・運用に係るガイドライン」（市ホームページに記載）を参照の上、問い合わせください。

## 9 公募から管理運営の開始までのスケジュール（予定）

令和7年8月1日（金）	公募の公告
令和7年8月4日（月）～8月8日（金）	質問事項の受付
令和7年8月20日（水）	現地説明会の開催
令和7年9月12日（金）	公募参加申込書の提出締切
令和7年9月19日（金）	申請書等の提出締切
令和7年10月中旬（予定）	選定委員会による協議 指定管理者の候補者の決定 市議会での指定管理者の議決 指定管理者の指定（告示） 協定の締結
令和8年4月1日	指定管理者による管理運営の開始

## 10 質問、問い合わせ先

〒015-8501 由利本荘市尾崎17番地  
由利本荘市 健康福祉部 長寿生きがい課  
(TEL 0184-24-6322)  
(Mail choju@city.yurihonjo.lg.jp)

## 11 添付資料、様式

- (1) 由利本荘市矢島老人福祉センター「寿康苑」指定管理者募集に関する現地説明会参加申込書（別記様式1）
- (2) 指定管理者公募参加申込書（別記様式2）
- (3) 指定管理応募に係る質問書（別記様式3）
- (4) 指定管理者指定申請書（様式第1号）
- (5) 事業計画書及び収支計画書（様式第2号）
- (6) 由利本荘市矢島老人福祉センター「寿康苑」仕様書（別紙含む）